

## 令和8年度 冬季一般入学者選抜試験

# 小論文試験問題

### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子は8枚綴り、問題は片面に印刷されています。  
試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
3. この試験の問題は、ただ1つ特定の正解が存在することを前提とするものではありません。  
また、解答者の思想・信条を問うものではありません。
4. 解答用紙に定められた以外のことを記入した場合は、解答が無効になります。
5. 解答用紙への記入は、ボールペン又は万年筆（インクは、黒、青、ブルーブラックに限り、また、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を使用してください。
6. 試験中、試験室で使用できる用具は、上記筆記用具のほか、下書き用に黒色の鉛筆、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、携帯用鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡です。ラインマーカー、下敷きは使用できません。時計のアラーム、携帯電話等は電源を切ってください。
7. 解答は横書きにして、原則としてマス目に1字記入してください。
8. 加筆・訂正・削除は、その記入方法も含めて自由とします。ただし、修正液・消しゴムなどを使用することはできません。
9. 加筆・訂正・削除をした場合は、それらを含めて、完成後の答案が字数の制限内に収まるようにしてください。
10. 読みやすい答案となるよう心掛けてください。
11. 試験問題の内容等について質問することはできません。
12. 途中退席はできません。気分が悪くなった場合等は手を挙げて監督者の指示に従ってください。
13. 解答用紙は回収しますので、試験を放棄する場合も持ち帰らないでください。
14. 問題冊子は持ち帰ってください。

## 問 題

次の文章は、亀本洋「ある喫煙者の反省文」（法と哲学 第5巻、2019年）から抜粋・一部変更した文章である。（[...] は中略、[] 内は出題者による変更・補足である。なお、原文の脚注・参考文献情報・形式的な補足説明は、省略した。記載されている脚注は出題者によるものである。）

これを読んで、以下の問いにすべて答えなさい。

著作権法により公開していません

著作権法により公開していません

著作権法により公開していません

著作権法により公開していません

著作権法により公開していません

著作権法により公開していません

**【設問1】（配点：30点）**

下線部②において、筆者は、受忍限度、つまり甘受すべき害と違法とされる害との境界線が、社会情勢によって変化すると論じている。喫煙やその他の有害な行為に対する法的規制が、社会情勢によって左右されることは、望ましいことであるかどうか、自身の考えを、450字以上600字以内で述べなさい。

**【設問2】（配点：30点）**

下線部①の権利の二つの用法における第二の意味での権利、つまり訴える相手方が不確定だが、社会として尊重・保護すべきと考えられる権利・利益として、本文で挙げられた嫌煙権以外に、どのようなものがあるか、具体例を挙げ（法的な権利・利益でなくても良い）、それを広く社会に認めてもらうために採ることができる方法について、問題文の内容を踏まえて、あなたの考えを、350字以上500字以内で述べなさい。

**【設問3】（配点：40点）**

筆者は、喫煙の規制は、ミルの危害原理が言うような自由や権利の問題ではなく、病気の問題であると主張しているが、その論拠はどのようなものか。筆者の言わんとすることを、500字以上700字以内で説明しなさい。

**【解答作成上の留意点】**

I 本問は、解答者の思想や信条を問おうとするものではない。また、法知識の有無を問おうとするものでもない。

II 【設問1】【設問2】【設問3】は、それぞれ独立のものともみなして採点する。必要な場合には、他の解答欄に記述したことで繰り返して記述しなさい。

### 【出題趣旨】

【設問 1】は、長文読解力および自身の考えを論理的に展開する表現力を問う。解答例としては、受忍限度の基準が社会情勢によって変化することに肯定的なものとしては、法は社会の鏡であるべきで、法解釈や法の運用は広く国民の正義感覚を反映したものであるべきという論拠、否定的なものとしては、たとえばたばこの害のような科学的知見に基づく評価は、社会の一時的で感情的な風潮によって左右されるべきではないという論拠が考えられる。

【設問 2】は、本文の内容を正確に理解し、それを日常生活や社会的な問題などにおける具体的な事例に当てはめる応用力・想像力を問うものである。解答例としては、第二の意味での権利・利益の例として、ポルノが存在していること自体が不愉快であるからそれを規制してもらい権利、ワクチンやマスク着用の普及により集団免疫が獲得された安全な社会で生きる権利などが考えられる。また、それを社会に認めてもらう方法としては、本文中でも挙げられている、司法（問題提起的な意図による訴訟）や、立法（政治家）・行政（役所）への働きかけのほか、マスコミへの訴えやソーシャルメディアの活用などが挙げられる。

【設問 3】は、本文全体の理解の正確さと、それを自分自身の言葉でパラフレーズする能力を問うものである。解答に含まれるべき論点としては、自由と権利の限界を定めるミルの危害原理の概念は、この問題を考えるためには役に立たないこと、なぜならたばこの煙（副流煙）が有害であることは明白だから、害を与えてはいけないという危害原理よりも、どこまでの害なら与えて良いかという観点から考えなくてはいけないこと、むしろ不特定多数の健康を増進するという公衆衛生の観点から禁煙の推進を正当化するほうが筋が良いこと、が挙げられる。